

# 北海道物産展に対する後援名義使用承諾等に係る実施要領

北海道経済部

## 第1 目的

この要領は、小売業者その他の物産関係事業者、道内市町村、物産振興団体又は生産者団体その他の団体（以下「主催者」という。）が主催するものであって、かつ、道産品の普及及び需要拡大を図るため道産品を展示即売する目的で開催する物産展その他これに準ずるイベント（以下「北海道物産展」という。）について、広告宣伝その他の当該北海道物産展を開催するために必要な事業に係る後援名義の承諾、若しくは知事の肖像写真の使用の承諾、若しくは知事メッセージの寄稿に関し、必要な事項を定める。

## 第2 定義

この要領において「道産品」とは、道内で生産又は主たる加工がなされたものをいう。

## 第3 書面の提出

経済部食関連産業局食産業振興課課長（以下、「食産業振興課長」という。）は、主催者から北海道物産展に係る道の後援名義若しくは知事の肖像写真の使用の承諾又は知事メッセージの寄稿に関する依頼があったときは、次の(1)から(11)に掲げる事項を記載した書面（電子データ可）の提出を求めるものとする。

なお、当該北海道物産展が道内で開催される場合は、併せて「北海道エコイベント指針」（平成20年10月6日策定）に基づくエコチェックシート（企画）の提出を求めるものとする。

- (1) 北海道物産展の名称
- (2) 開催趣旨
- (3) 開催日時、行事の概要
- (4) 会場の名称、所在地、会場規模
- (5) 主催者の名称、所在地及び代表者氏名
- (6) 後援名義、知事の肖像写真、知事メッセージの使用方法
- (7) 道以外の後援依頼予定者の名称又は氏名
- (8) 売上げ目標額
- (9) 出展するすべての道産品の商品の名称並びに事業者の名称及び所在地
- (10) 「北海道の物産と観光展」出品商品基準を厳守する旨の誓約
- (11) その他参考事項

## 第4 依頼に応じない旨の決定等

食産業振興課長は、当該北海道物産展に関し、次の(1)から(8)に該当すると認めるときは、上記第3の依頼に応じない旨の決定又は承諾を撤回することができるものとする。

- (1) 同時期（1日以上開催期間が重なる場合）に同一市町村内（ただし、東京都区部においては、同一区又は隣接区内）において道主催の北海道物産展を開催するとき

- (2) 主たる開催目的が道産品の普及促進に資するものではないと認められるとき
- (3) 主催者、行事の内容、出展を予定する道産品等の実態が明らかではないと認められるとき
- (4) 北海道及び道産品全般に対する消費者の信用を失墜するおそれがあるとき
- (5) 販売方法、販売する物品、提供するサービス等が、消費者の保護に関する法令その他の法令に違反するおそれがあると認められるとき
- (6) 上記(5)のほか消費者の利益を損ねるおそれがあると認められるとき
- (7) 公序良俗に反すると認められるとき
- (8) その他上記第3の依頼に応ずることができないと認められるとき

#### 第5 承諾等の通知

食産業振興課長は、上記第3の依頼の承諾又は応じない旨の決定若しくは承諾の撤回を決定したときは、書面により主催者に通知するものとする。

#### 第6 肖像写真の貸与

食産業振興課長は、知事の肖像写真を主催者に貸与するときは、当該北海道物産展を終了した日から1月以内の返還を条件とするものとする。

#### 第7 実績報告書

食産業振興課長は、当該北海道物産展の開催状況を確認するため当該北海道物産展を終了した日から1月以内に別に定める実績報告書、参考資料及びエコチェックシート（開催結果）の提出を主催者に求めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成13年 7月 2日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年 3月18日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年 5月 1日から施行する。
- 6 この要領は 令和2年 11月20日から施行する。
- 7 この要領は 令和3年 4月 1日から施行する。